

CO₂温暖化を問う2つの裁判報告(4) 10.3.19

①気象学会による論文掲載拒否事件 敗訴!

近藤邦明と樋田敦は、「CO₂増で温暖化したのではなく、温暖化したのでCO₂増となった」ことを示す事実を発見し、これを気象学会誌に投稿した。

しかし、気象学会は、この「近藤・樋田の発見した新しい事実」について、理論的に否定できなかったため、「35年間のデータ」に基づく長期の研究を「数年スケールの変動」の短期的研究と誤認することで、その掲載を拒否した事件である。

敗訴判決、10年3月18日(木)、東京地裁527号法廷

判決では、この被告の誤認については一切判断せず、被告が「相応の科学的根拠をもって掲載することができないとした」と認定して、不法行為は成立しないと判断した。「相応の」という表現で、判決は「科学論争」の領域内に踏みこみ、CO₂による温暖化説の側に立ったことになる。

その一方、判決理由では「論文の内容と無関係に論文の掲載を拒否」することを、不法行為としている。まさに本件は、「長期的研究の論文」なのに、内容に無関係な「短期的研究」と言い変えて、論文掲載を拒否した事件。しかし原告敗訴、支離滅裂の判決。

当然、高裁に提訴する。今度の実質的相手は気象学会ではなく、東京地裁である。

②東京大学による名誉棄損事件

第2回口頭弁論では、原告は準備書面(1)を提出し、陳述する。

その内容は、①『地球温暖化懐疑論批判』での名指ししての名誉毀損の9項目の特徴が事実に基づくかどうかを問う。その事実がなければ、それだけで名誉毀損。事が示されれば、その事実は真実かどうかに移る。次に、②『地球温暖化懐疑論批判』の原型は明日香の私的グループの「コメント集」であるが、これが東大前総長小宮山と教授会による強引な介入で書き直される経過、そして、③答弁書に対する反論とする予定。

第2回口頭弁論は、10年4月13日(火)10時、東京地裁411号法廷

気象学会や東京大学の背後の権力構造

論文掲載拒否事件の気象学会は、気象庁、環境省のあやつり人形。その背後に国際組織。それらを牛耳るのがCO₂温暖化説の流行で「悦にいる」世界の原子力産業界。そして、これを支離滅裂の恥ずかしい論理で支えたのが東京地裁。

東京大学名誉毀損事件でも同様なら、日本の裁判は後世の笑い者となるであろう。